

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

メール版「NPO通信」 (令和3年4月30日号)

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

長野県県民協働課から、メール版「NPO通信」をお送りします。
このメールは、Bccで送信しています。

【1】NPO法に基づき提出が必要な書類の一部について押印が不要となりました

NPO法に基づき提出が必要な書類の一部について、令和3年4月1日から法人印の押印が不要となりました。なお、押印されていても従来どおり書類は受理します。

・議事録については、定款の定めによります。定款で押印が定められている場合で、議事録の押印を不要とするには、定款変更が必要です。

・法務局への登記手続きには、押印のある議事録が必要となる場合があります。(代表者を社員総会又は理事会において定めている場合等) 詳しくは、長野地方法務局へお問い合わせください。

●新しい書類の様式はこちらから

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/ohinshoryaku.html>

●長野地方法務局はこちらから

<http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/>

【2】オンライン (Zoom) による相談をお受けします

「設立」「解散」「定款変更」「役員変更」「認定NPO法人制度」などの相談をオンライン (Zoom) でもお受けします。(事前予約制)

●オンライン (Zoom) による相談の申込みはこちらから

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/setsuritsu.html>

【3】役員変更に係る手続きを忘れずにしましょう

役員の新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所変更、改姓、改名があった場合には、遅滞なく、「役員変更等届出書（様式第4号）」を県に提出しなければなりません（法第23条）。

また、登記について、「理事長（代表権を持つ理事）が変わっていない」という理由で、任期が到来しても役員の変更登記をしていない例が見受けられます。再任の場合でも、定款で定められた任期（2年以内）が到来したときには役員の変更登記が必要です。詳しくは、長野地方法務局へお問い合わせください。

●必要な書類、提出先等についてはこちらから

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/yakuinhenkou.html>

【4】助成金情報（公益財団法人大同生命厚生事業団）

■地域保健福祉研究助成

=====

地域に密着した公衆衛生活動や福祉活動に従事している方々の「地域における保健・医療・福祉に関する研究」に対して助成します。

●応募資格や募集期間等の詳細についてはこちらから

<http://www.daido-life-welfare.or.jp/subsidize/welfare/index.htm>

■シニアボランティア活動助成

=====

「高齢者・障がい者の福祉やこどもの健全な心を育てる交流のボランティア活動」を行っている年齢満60歳以上の方々の活動に対して助成します。

●応募資格や募集期間等の詳細についてはこちらから

<http://www.daido-life-welfare.or.jp/subsidize/senior-volunteer/index.htm>

■ビジネスパーソンボランティア活動助成

=====

日ごろは会社などに勤務しながら、休日などを利用して「高齢者・障がい者の福祉やこどもの健全な心を育てる交流のボランティア活動」を行っている方々の活動に対して助成します。

●応募資格や募集期間等の詳細についてはこちらから

<http://www.daido-life-welfare.or.jp/subsidize/volunteer/index.htm>

配信について

※配信を希望されない方は以下までメールにてご連絡ください。

件名：「配信停止希望」 宛先：info-npo@pref.nagano.lg.jp



長野県県民文化部 県民協働課 協働・NPO係

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7189

FAX 026-235-7258

E-mail info-npo@pref.nagano.lg.jp

